「はつこいマルシェ」運用規則

1 基本ルール

「はつこいマルシェ」の主催者は、一般社団法人はつかいち観光協会です。

- (1) 出店者は、一般社団法人はつかいち観光協会会員であること。(おためし出店の場合は除く)
- (2) 出店者は、「はつこいマルシェ」で廿日市市内の特産物を販売するという目的から、市内で生産・製造・加工された自社商品を取り扱うこととし、仕入れ商品の販売は厳禁とする。
- (3) 必要な許可・届(保健所等)は、各自で行うこと。(許可・届出がされていない物の販売は厳禁とする。)
- (4) 模造品・偽ブランド品・盗品などの法律に抵触する品物の販売は厳禁とする。
- (5) 名義を貸す行為は厳禁とする。(名義貸しに関与した会員の「はつこいマルシェ」への出店資格ははく奪します。
- (6) 「はつこいマルシェ」の開催時間は原則10時から15時とする。
- (7) 売り場内は原則火気禁止とする。もし使用する場合は主催者に申請し、必要な手続きは各自で行うこと。また、著しく売り場を汚すような調理等は禁止とする。
- (8) 出店の位置は主催者の許可無く変更することを禁じる。
- (9) 購入者の信頼を損なうような商品を販売した場合、又他の出店者の商売の妨害する 行為や迷惑行為を働いた場合、出店資格のはく奪又は、出店禁止とし、禁止期間は主 催者が決定する。
- (10) 「はつこいマルシェ」を欠席もしくは、出店の一時中止及び再出店をする場合は、 開催の10営業日前の17時までに主催者(TEL:0829-30-8021、FAX:0829-30-9821) に連絡することとする。
- (11) 主催者に連絡せずに3ヵ月以上連続して出店しない場合、待機リストに移動する。
- (12) 待機リストの中から、主催者が状況を見ながら、出店要請をすることがある。
- (13) 「はつこいマルシェ」への搬入は10時までに終了すること。搬入出の際は、主催者の指示に従って行うこと。
- (14) 「はつこいマルシェ」の終了時には、商品等は撤去し、ゴミ等は必ず各自で持ち帰ること。
- (15) 主催者が「はつこいマルシェ」の活性化のために、他地域の出店者に出店要請することがある。

2 出店のルール

観光協会会員の相互親睦・理解の機会増進、出店者の機会均等のため、毎回、出店数、出店位置は見直しいたします。

- (1) 出店位置は主催者が調整、決定します。
- (2) テントの貸出を行います。(貸出料は出店料に含む)
- (3) 出店料は1,000円/1区画
- (4) 出店料は出店当日に徴収します。
- (5) 出店申込は、先着順で定員になり次第締め切ります。
- (6) お客様に分かりやすいように、出店時には出店者名の札を出店箇所に掲示すること。

3 駐車場について

- (1) 会場に駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- (2) 搬入・搬出時は、臨時で近くのスペースを利用できます。下図を参照ください。



ロータリー